

郡山市制施行 100 周年記念事業プロモーション委員会開催要綱を次のように定める。

令和 4 年 7 月 15 日

郡山市長 品 川 萬 里

郡山市制施行 100 周年記念事業プロモーション委員会開催要綱

(趣旨)

第 1 条 市制施行 100 周年記念事業（以下「記念事業」という。）を実施するに当たり、広く市民の意見を反映させるために開催する、郡山市制施行 100 周年記念事業プロモーション委員会（以下「委員会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(委員会の役割)

第 2 条 委員会は、次の事項について意見交換を行う。

- (1) 記念事業の実施方針及びキャッチフレーズの策定に関すること。
- (2) 記念事業のロゴマークの選定に関すること。
- (3) 記念事業の調査及び研究に関すること。
- (4) 記念事業の周知に関すること。
- (5) 記録誌の作成に関すること。
- (6) その他市長が特に必要と認めること。

(委員会の構成)

第 3 条 委員会の委員は、25 人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が依頼する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民活動団体関係者
- (3) 報道機関
- (4) 市の区域内に住所を有する者

2 委員会には座長を置き、委員の中から互選により選出する。

(会議)

第 4 条 委員会の会議は、市長が招集する。

2 会議は、座長が進行する。

3 座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指名する者が会議を進行する。

(庶務)

第 5 条 委員会の庶務は、政策開発部政策開発課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の開催に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年7月15日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、委員会の目的を達した日に、その効力を失う。